

日本創傷治癒学会では、学術集会での医学研究発表における倫理的問題に関し、広く会員の理解を深め、注意を喚起する。すべての医学研究においては、研究自体の倫理性は言うに及ばず、患者の権利に関しても十分に配慮されるべきである。

本会会員は、特にヒトを対象とした医学研究を行う場合には、患者のプライバシーの保護やインフォームドコンセントなどに関する倫理的問題に十分配慮すべきである。

医学研究発表における倫理的問題に関しては、以下のいずれかを満たすものとする。

1. 臨床研究に関する倫理指針

各職種（医師、看護師、薬剤師、栄養士、理学療法・作業療法士、臨床工学士他）の倫理綱領・倫理指針・ガイドラインに準ずる。

厚生労働省—「医学研究に関する指針」

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/i-kenkyu/index.html#ekigakukenkyu>

日本看護協会—「看護研究における倫理指針」

<https://www.nurse.or.jp/nursing/international/icn/document/pdf/guiding.pdf>

日本薬剤師会—「日本薬学師会薬剤師倫理規定」

<https://www.gaiki.net/lib/199x/96/96a24yrk.html>

日本栄養士会—「管理栄養士・栄養士倫理綱領」

<https://www.dietitian.or.jp/career/guidelines/>

日本理学療法士協会—「日本理学療法士協会倫理規程」

<https://www.japanpt.or.jp/upload/japanpt/obj/files/about/0432.pdf>

日本作業療法士会—「日本作業療法士協会倫理綱領」

<http://www.jaot.or.jp/about/moral/>

臨床工学士—「日本臨床工学技士会倫理綱領」

<http://www.ja-ces.or.jp/01jacet/gaiyou/pdf/ethics.pdf> など

2. 動物実験に関する指針

以下の法律、告示、指針に基づく。

「動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号)」

「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成 18 年環境省告示第 88 号)」

「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成 18 年 6 月文部科学省告示第 124 号)」

日本学術会議策定の「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン(平成 18 年 6 月)」

3. 臨床研究・動物実験以外の研究

広い意味での生命倫理について配慮を要する。

以上